

第1号様式の2

公表事項一覧表( 意見募集手続 - (b) )

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正(案)」に関する意見の募集について

(案を作成した趣旨、目的及び背景)

水質汚濁防止法に基づくほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準が見直され、今後、暫定排水基準値の改正が予定されています。

この改正を受け、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則に規定する暫定基準について、法との整合を図るための改正を行います。

つきましては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正(案)」を作成しましたので県民の皆様からのご意見を募集いたします。

1 意見募集期間

平成28年5月13日(金曜日)～平成28年6月11日(土曜日)

2 意見提出方法

(1) フォームメール ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0515>)

フォームメールとは、上記ホームページの画面上でご意見を入力していただき、県にお送りいただくことができる仕組みです。

件名に「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正(案)」に対する意見である旨を記載してください。

(2) 郵送 〒231-8588(住所の記載は不要です。)

神奈川県環境農政局環境部大気水質課水環境グループ 宛

(意見募集期間最終日の消印があるものを有効とします。)

(3) ファックス 045-210-8846

3 案の公表方法

ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/pub/p1029275.html>)

県政情報センター、各地域県政情報コーナー、大気水質課窓口での印刷物による縦覧。

4 今後の予定

意見募集結果の公表時期 平成28年6月頃(予定)

規則等の公布(公表)時期 平成28年6月頃(予定)

5 根拠法令条項

神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号) 第28条

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成9年神奈川県規則第113号)

第33条、別表第9、附則(平成14年神奈川県規則第43号)

6 規則等の案、関係資料等

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正(案)

7 その他

電話での意見提出はお受けできません。

いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。

いただいたご意見は、住所、氏名等の個人情報を除き、公開させていただく場合があります。

問い合わせ先

環境農政局環境部大気水質課水環境グループ

電話 045-210-4123 ファックス 045-210-8846

## 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正（案）

### 1 概要

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）では、水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）に定める有害物質の排水基準と同一の基準（許容限度）を設けていますが、直ちに適応することが困難な一部の業種については、水濁法と同様に暫定基準を定めています。

国では、平成 28 年 6 月 30 日に適用期限を迎えるほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「硝酸性窒素等」という。）の暫定基準について見直しを行っており、改正を予定していることから、条例の暫定基準についても、法に合わせて改正を行います。

### 2 改正内容等

ほう素及びその化合物の暫定基準のうち、電気めっき業に係る基準については、「40mg/L」を「30mg/L」に見直し、温泉を利用する事業所に係る基準については、現行の基準を継続します。

ふっ素及びその化合物の暫定基準については、現行の基準を継続します。

硝酸性窒素等については暫定基準を廃止し、業種によらない一律基準「100mg/L」を適用します。

また、これらの暫定基準の適用は、施行日から 3 年間とします。

【附則別表 改正案】（単位mg/L）

【附則別表 改正案】（単位mg/L）		[現行]	[改正案]
物質の種類	業種又はその他の区分	許容限度	許容限度
ほう素及びその化合物	電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）	40	30
	温泉を利用する事業所	500	（変更なし）
ふっ素及びその化合物	電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）	15	（変更なし）
	昭和 49 年 12 月 1 日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所	30	（変更なし）
	昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているものに限る）を利用する事業所	50	（変更なし）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	電気めっき業	300	削除（一律排水基準100mg/Lを適用）

### 3 施行予定日

平成28年 7 月 1 日（水濁法に基づく暫定排水基準改正の施行日）

【参考1】排水の規制基準（一律基準）

物質の種類	甲水域				乙水域及び海域	
	水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域		新設の場合	新設以外の場合
	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合		
ほう素及びその化合物		10		乙水域10 海域230		
ふっ素及びその化合物		0.8	8	乙水域8 海域15		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものを除く。）		100				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものに限る。）		100				

新設とは、昭和46年9月11日以後に設置された事業所をいう。（なお、県規則別表第10の1（4）に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日以後、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日以後に設置されたものをいう。）

「 」は、排出禁止を示す。

【参考2】対象物質の毒性（出典：環境省資料）

<p>ほう素：高濃度の摂取による嘔吐、腹痛、下痢及び吐き気などの症例が報告されている。また、ラットを用いた動物実験の結果、胎児の体重増加抑制が認められている。</p> <p>ふっ素：飲用水として過剰に摂取した場合に、斑状歯（歯の表面に斑状のシミや黄色又は褐色の斑点ができる症状）が発生することが知られている。</p> <p>硝酸性窒素等：一定量以上含まれる水を摂取すると、主に乳幼児にメトヘモグロビン血症（血液の酸素運搬ができなくなり酸素欠乏症がおこる症状）を引き起こすことが知られている。</p>
---